

「当座性貯金規定」等の一部改正について（事前のご案内）

当組合では、以下の利用規定を一部改正いたします。

2026年4月1日（水）付

当座勘定規定

納税準備貯金規定

2026年4月20日（月）付

JA ネットバンク利用規定

改正内容の詳細につきましては、添付の新旧対照表をご参照ください。

また、JAバンクアプリ プラスに関する規定にかかる改正を令和8年4月20日（月）に予定しています。具体的な改正内容等については、令和8年3月19日（木）以降にJAバンクアプリ プラス特設ページ (<https://www.jabank.jp/ja/appplus/index.html>) をご参照ください。

## 貯金規定の一部改正について

改 正 後	改 正 前
<p><b>当座勘定規定</b></p> <p>1. ～7 (省略)</p> <p>8. (手形、小切手用紙)</p> <p>(1) 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預貯金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(3) 前2項以外の手形または小切手については、当組合はその支払をしません。</p> <p>(4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(5)</u> 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p><u>(6)</u> 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p> <p>9. ～12 (省略)</p> <p>13. (支払保証に代わる取扱い)</p> <p>小切手の支払保証はしません。<u>(削除)</u></p> <p>14. ～32 (省略)</p>	<p><b>当座勘定規定</b></p> <p>1. ～7 (省略)</p> <p>8. (手形、小切手用紙)</p> <p>(1) 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預貯金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(3) 前2項以外の手形または小切手については、当組合はその支払をしません。</p> <p>(4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。</p> <p><u>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u></p> <p><u>(6)</u> 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p><u>(7)</u> 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p> <p>9. ～12 (省略)</p> <p>13. (支払保証に代わる取扱い)</p> <p>小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当組合は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u></p> <p>14. ～32 (省略)</p>

改正後	改正前
<p>【小切手用法】</p> <p>1. この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。</p> <p>2. ～7 (省略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧 (省略)</p> <p>【約束手形用法】</p> <p>1. この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。</p> <p>2. ～7 (省略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧 (省略)</p> <p>【為替手形用法】</p> <p>1. この手形用紙を用紙のままで他人に譲り渡すことはしないでください。</p> <p>2. ～9 (省略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧 (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (令和8年4月1日現在)</p>	<p>【小切手用法】</p> <p>1. この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。</p> <p>2. ～7 (省略)</p> <p><u>8. 小切手用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。</u></p> <p>●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧 (省略)</p> <p>【約束手形用法】</p> <p>1. この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。</p> <p>2. ～7 (省略)</p> <p><u>8. 手形用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。</u></p> <p>●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧 (省略)</p> <p>【為替手形用法】</p> <p>1. この手形用紙を用紙のままで他人に譲り渡すことはしないでください。</p> <p>2. ～9 (省略)</p> <p><u>10. 手形用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。</u></p> <p>●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧 (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (令和7年4月1日現在)</p>

## 貯金規定の一部改正について

改 正 後	改 正 前
<p><b>納税準備貯金規定</b></p> <p>1. ～4 (省略)</p> <p>5. (貯金の払い戻し)</p> <p>(1) この貯金は、貯金者（または同居の親族）の租税納付にあてる場合にかぎり払戻しができます。ただし、災害その他の事由で、当組合がやむをえないと認めたときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。</p> <p>(2) この貯金を払戻すときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当店に提出してください。</p> <p>(3) 前項の払戻しの手続に加え、当該貯金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</p> <p>(4) 租税納付のためにこの貯金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。<u>(削除)</u></p> <p>(5) この貯金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ当組合所定の手続をしてください。なお、同日に数件の支払いをする場合に、その総額が貯金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。</p> <p>6. ～20 (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上 (令和8年4月1日現在)</p>	<p><b>納税準備貯金規定</b></p> <p>1. ～4 (省略)</p> <p>5. (貯金の払い戻し)</p> <p>(1) この貯金は、貯金者（または同居の親族）の租税納付にあてる場合にかぎり払戻しができます。ただし、災害その他の事由で、当組合がやむをえないと認めたときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。</p> <p>(2) この貯金を払戻すときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当店に提出してください。</p> <p>(3) 前項の払戻しの手続に加え、当該貯金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</p> <p>(4) 租税納付のためにこの貯金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。<u>ただし、当店で取扱うことのできない租税については納付先宛の組合振出小切手を渡します</u>ので、それにより納付してください。</p> <p>(5) この貯金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ当組合所定の手続をしてください。なお、同日に数件の支払いをする場合に、その総額が貯金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。</p> <p>6. ～20 (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上 (令和4年4月1日現在)</p>

## J A ネットバンク利用規定の一部改正について

改 正 後	改 正 前
<p>1～13（省略）</p> <p>14 パスワードの管理、セキュリティ等</p> <p>(1) 「ログイン ID」、「パスワード」は、重要な情報です。「ログイン ID」、「パスワード」は、生年月日や電話番号、連続する文字数列の指定を避けたうえで、当組合の定める方法に基づき指定してください。また、「ログイン ID」、「パスワード」については、第三者に知られないよう契約者の責任において厳重に管理するとともに、契約者以外の方に使用されることがないようにも厳重に管理してください。管理が不十分であったことにより生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、当組合から契約者に「ログイン ID」、「パスワード」を直接尋ねることはありません。</p> <p>(2) 契約者は、一定期間毎の当組合所定の方法による「パスワード」変更等により、本サービスの取引の安全性を確保・維持してください。</p> <p>(3) 本サービスの利用について当組合に登録された「パスワード」と異なる「パスワード」が連続して入力され、当組合の任意に定める回数に達した場合には、その「パスワード」は無効となります。この場合、既に依頼済みで当組合が処理していない振込・振替等の依頼は有効に存続するものとして取り扱います。「パスワード」を再設定する場合には、当組合所定の手続を行ってください。</p> <p>(4) 盗難・紛失等により、「ログイン ID」、「パスワード」など契約者に関する情報が第三者に知られた場合、またはそのおそれがある場合には、契約者は当組合の所定の時間内にその旨を届け出てください。当組合は、この届出の受付により本サービスの利用等を停止します。この場合、既に依頼済みで当組合が処理していない振込・振替等の依頼は有効に存続するため、契約者は本サービスの利用停止前に振込・振替等の依頼を確認のうえ、不正な振込・振替等の依頼は当組合所定の手続により取消処理を行ってください（ただし、当組合が処理済みの振込・振替等の取消しはできません。）。なお、本サービスの利用を再開する場合には、当組合所定の手続を行ってください。</p>	<p>1～13（省略）</p> <p>14 パスワードの管理、セキュリティ等</p> <p>(1) 「ログイン ID」、「パスワード」は、重要な情報です。「ログイン ID」、「パスワード」は、生年月日や電話番号、連続する文字数列の指定を避けたうえで、当組合の定める方法に基づき指定してください。また、「ログイン ID」、「パスワード」については、第三者に知られないよう契約者の責任において厳重に管理するとともに、契約者以外の方に使用されることがないようにも厳重に管理してください。管理が不十分であったことにより生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、当組合から契約者に「ログイン ID」、「パスワード」を直接尋ねることはありません。</p> <p>(2) 契約者は、一定期間毎の当組合所定の方法による「パスワード」変更等により、本サービスの取引の安全性を確保・維持してください。</p> <p>(3) 本サービスの利用について当組合に登録された「パスワード」と異なる「パスワード」が連続して入力され、当組合の任意に定める回数に達した場合には、その「パスワード」は無効となります。この場合、既に依頼済みで当組合が処理していない振込・振替等の依頼は有効に存続するものとして取り扱います。「パスワード」を再設定する場合には、当組合所定の手続を行ってください。</p> <p>(4) 盗難・紛失等により、「ログイン ID」、「パスワード」など契約者に関する情報が第三者に知られた場合、またはそのおそれがある場合には、契約者は当組合の所定の時間内にその旨を届け出てください。当組合は、この届出の受付により本サービスの利用等を停止します。この場合、既に依頼済みで当組合が処理していない振込・振替等の依頼は有効に存続するため、契約者は本サービスの利用停止前に振込・振替等の依頼を確認のうえ、不正な振込・振替等の依頼は当組合所定の手続により取消処理を行ってください（ただし、当組合が処理済みの振込・振替等の取消しはできません。）。なお、本サービスの利用を再開する場合には、当組合所定の手続を行ってください。</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="197 240 1122 379"><u>(5) 不正に使用される恐れがあると当組合が判断した場合、お客さまに事前に通知することなく、本サービスの利用を一時的に停止します。なお、本サービスの利用停止によって生じた損害について、当組合は一切の責任を負いません。</u></p> <p data-bbox="163 424 342 451">15～30（省略）</p> <p data-bbox="1032 496 1122 523">以上</p>	<p data-bbox="1144 424 1323 451">15～30（省略）</p> <p data-bbox="2011 496 2101 523">以上</p>